

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：福祉保健局】

機関名称	東京都社会福祉審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	社会福祉法第7条、東京都社会福祉審議会条例第1条
設置年月日	昭和38年10月1日
機関の目的 ・所掌内容	社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。
委員数	29人 (うち、女性委員数 8人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	-
HPのURL	<a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shisaku/shingi_gijiroku/index.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shisaku/shingi_gijiroku/index.html</a>
問い合わせ先	福祉保健局企画部企画政策課 電話番号：03-5320-4019 FAX番号：03-5388-1401